



社 福 第 667 号
平成 29 年 11 月 6 日

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



平成 29 年度福祉施策等の要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成 29 年 9 月 12 日付け宮社協発第 845 号で提出のあったこのことについては、下記のとおりです。

今後とも、本県の福祉行政の推進について一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 適正な介護報酬改定について

国では、次期報酬改定に向けて、平成 27 年 4 月に実施した報酬改定の効果を検証する調査や処遇改善加算の調査、介護事業経営実態調査などを行うこととなっております。

県といたしましては、こうした調査の状況を踏まえつつ、報酬改定が事業の運営や職員の処遇改善等に及ぼす影響について、県内の関係者の意見を十分に伺いながら、他の都道府県と連携して、国に対して必要な要望を行ってまいります。

2 福祉・介護人材の確保を図るための施策の充実について

県では、平成 26 年度に、県内の行政機関や介護関係団体等で構成する宮城県介護人材確保協議会を設立し、「多様な人材の参入促進」、「職員の資質向上」、「労働環境・処遇の改善」を三つの柱として、介護資格取得のための支援事業や合同入職式の開催、経営者向けセミナーなどの取組を行ってきております。

今年度は、これらの取組に加え、介護負担軽減のためのロボット介護機器の導入支援や、大学と連携した外国人介護職員の国家資格取得に向けた養成講座の開催などの取組を積極的に進めております。

県といたしましては、引き続き福祉・介護人材の確保、育成等のための取組を実施するとともに、国に対しても必要に応じて実効性のある施策の充実を要望してまいります。

3 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画等の策定支援について

現在、宮城県内では 19 市町において市町村地域福祉計画が策定されるにとどまっております。県では平成 28 年 3 月に策定した「宮城県地域福祉支援計画（第 3 期）」においても全市町村における市町村地域福祉計画の策定を目標として掲げております。

県といたしましては、平成 30 年 4 月改正後の社会福祉法において市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されたことも踏まえ、市町村振興総合補助金による市町村地域福

祉計画の策定等に対する補助や会議の場等における情報提供など引き続き市町村に対する支援を行ってまいります。

4 指定管理者制度の改善について

船形コロニーをはじめとする県立障害者支援施設や障害児入所施設は、重度・最重度の障害者を受け入れるセーフティネット機能を果たすことが求められていることから、他の社会福祉施設と比較しても、利用者と支援員の関係性構築、支援に関するノウハウの蓄積が重要であると認識しております。

県で策定している指定管理者制度運用指針では、非公募による指定管理者の募集、5年を超える指定期間の設定を認めておりますので、各施設の特性や施設固有の事情を勘案しながら、次回の指定管理期間更新時における新たな募集条件の設定について、検討を進めてまいります。

人員配置につきましては、特に船形コロニーにおいて、現在実施している整備事業の進捗に併せて職員数を増員する必要があることから、その精査等と併せて協議してまいります。

5 養護老人ホームを取り巻く諸課題について

養護老人ホームへの入所に係る措置費については、地方交付税の算定において各市町村の実際の措置者数を反映させることにより、市町村の財政需要に対応していると考えております。また、養護老人ホームの入所措置については、国から示された指針に基づいて市町村が事務を実施しているものと認識しております。

県といたしましては、市町村から老人保護措置費や入所判定困難ケース等に関する助言を求められた場合には、市町村に対して必要な助言や情報提供を行ってまいります。

6 各種団体からの要望等

これらについては、庁内関係各課において施策遂行上の課題として真摯に受け止め、国の法令及び制度の改定状況や本県の財政状況等を勘案しながら、対応を検討してまいります。



担当：社会福祉課地域福祉推進班 庄子
tel：022-211-2519
fax：022-211-2594
e-mail：syahukc@pref.miyagi.lg.jp